

第一種フロン類充填回収業者 登録変更手続きの案内

登録申請書の記載事項に以下の変更があった場合は、**変更があった日から 30 日以内**に変更届出書に必要な書類を添えて提出する必要があります。

不明点等ある場合は環境政策課生活環境係（0742-27-8734）へお問い合わせください。

- (1) 申請者の氏名または名称の変更
- (2) 申請者が法人の場合、代表者氏名の変更
- (3) 申請者の住所の変更
- (4) 事業所の名称、所在地の変更
- (5) 充填回収の対象とする第一種特定製品の種類またはフロン類の種類の変更

<登録変更手続きに必要な書類一覧>

各種様式（変更届出書、誓約書、遅延理由書、フロン排出抑制法に関する権限が誰にあるかを示す書類、所有申立書）はエコなら http://www.eco.pref.nara.jp/jorei_kisoku/furon_ho.html から入手できます。

(1) 申請者の氏名または名称の変更

【必要書類】

- ① 変更届出書
- ② 本人を確認できる書類（※）
- ③ 切手を貼付した返信用封筒（変更通知書を送付いたします）
- ④ 遅延理由書（変更があった時点から 31 日以上経過している場合に必要）

※本人を確認できる書類について

法人の場合... 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

個人の場合... 住民票（個人番号（マイナンバー）記載のないもの）

役所で交付される原紙をご提出ください

発行日より 3ヶ月以内のもの をご用意ください

(2) 申請者が法人の場合、代表者氏名の変更

【必要書類】

- ① 変更届出書
- ② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（※）
- ③ 誓約書
- ④ 切手を貼付した返信用封筒（変更通知書を送付いたします）
- ⑤ フロン排出抑制法に関する権限が誰にあるかを示す書類（代表取締役が 2人以上いる場合に必要）（※）
- ⑥ 遅延理由書（変更があった時点から 31日以上経過している場合に必要）

※登記簿謄本（履歴事項全部証明書）について

役所で交付される原紙をご提出ください

発行日より 3ヶ月以内のものをご用意ください

※フロン排出抑制法に関する権限が誰にあるかを示す書類について

代表取締役が 2人以上いる場合に必要です。

申請前に登記簿謄本（履歴事項全部証明書）をご確認ください。

(3) 申請者の住所の変更

【必要書類】

- ① 変更届出書
- ② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（※）
- ③ 切手を貼付した返信用封筒（変更通知書を送付いたします）
- ④ 遅延理由書（変更があった時点から 31日以上経過している場合に必要）

※住所変更に関する事実がわかる書類について

・法人の場合... 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・個人の場合... 住民票 個人番号（マイナンバー）記載のないもの

いずれも役所で交付される原紙をご提出ください

発行日より 3ヶ月以内のものをご用意ください

(4) 事業所の名称または所在地の変更

【必要書類】

- ① 変更届出書
- ② 事業所の名称変更、所在地の変更に関する事実がわかる書類（※）
- ③ 切手を貼付した返信用封筒（変更通知書を送付いたします）
- ④ 遅延理由書（変更があった時点から 31 日以上経過している場合に必要）

※事業所の名称変更、所在地の変更に関する事実がわかる書類

事業所移転案内、事業所名称変更案内、事業所の新住所・新名称が記載された HP の写し等

(5) 充填回収の対象とする第一種特定製品の種類またはフロン類の種類の変更

充填回収の対象とする第一種特定製品の種類またはフロン類の種類に係る変更が生じた場合に提出してください。（フロン類回収設備の変更のみの場合は届出の必要はありません。）

<届出が必要な例>

		変更前	変更後
フロン類の種類を増やす場合	CFC	○	○
	HCFC	○	○
	HFC	-	○
フロン類の種類を減らす場合	CFC	○	-
	HCFC	○	○
	HFC	○	○
第一種特定製品の種類を増やす場合	エアコンディショナー	○	○
	冷蔵機器・冷凍機器	○	○
	フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品(※)	-	○
第一種特定製品の種類を減らす場合	エアコンディショナー	○	○
	冷蔵機器・冷凍機器	○	○
	フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品	○	-

※ フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品を充填回収の対象とする場合、フロン類の回収設備の能力が 200g/min 以上であること(複数の回収設備の能力の合計でも良い)

【必要書類】

- ① 変更届出書
- ② 切手を貼付した返信用封筒（変更通知書を送付いたします）
- ③ 遅延理由書（変更があった時点から 31 日以上経過している場合に必要）

（この変更に伴いフロン類回収設備を変更する場合）

- ④ フロン類回収設備の所有を示す書類（※）
- ⑤ フロン類回収設備の種類・能力を示す書類（※）

※フロン類の回収設備の所有を示す書類について

- ・自ら所有している場合
販売証明書、納品書、領収書等のいずれかの写し
- ・上記書類がない場合
設備の所有申立書、機械の写真 2 枚（全体の写真と型番がわかる写真を 1 枚ずつ）
- ・自ら所有しない場合
借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等の使用権を示す書類のいずれかの写し

※フロン類回収設備の種類・能力を示す書類について

取扱説明書・仕様書・カタログ等のいずれかの写し（機械の型番と仕様がわかる部分のみ）